第四十九条の二十四第七項第一号ロ中「、毎秒一八七、一〇〇ビット、毎秒一三四、〇〇〇ビット」を削り、同項第二号中「一八・五デシベル」を「一〇デシベル」に改め、同項第三号中「空中線の条件」の下に「（主として航空機に搭載される無線設備を除く。）」を加える。

別表第一号注32⑸中「1,660Hz」を「150Hz」に改める。

別表第二号第5の7を次のように改める。

7　インマルサットＢＧＡＮ型の無線設備

⑴　変調信号の送信速度が毎秒33,600ビットのものであつて、位相変調のもの　21kHz

⑵　変調信号の送信速度が毎秒67,200ビットのものであつて、位相変調のもの　42kHz

⑶　変調信号の送信速度が毎秒134,400ビットのものであつて、次に掲げる変調方式のもの

ア　一六値直交振幅変調　42kHz

イ　位相変調　84kHz

⑷　変調信号の送信速度が毎秒268,800ビットのものであつて、一六値直交振幅変調のもの　84kHz

⑸　変調信号の送信速度が毎秒302,400ビットのものであつて、位相変調のもの　189kHz

⑹　変調信号の送信速度が毎秒604,800ビットのものであつて、一六値直交振幅変調のもの　189kHz

別表第二号に次のように加える。

第64　第49条の23の２に規定する携帯移動地球局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第１から第４までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

⑴　チャネル間隔が31.25kHzのもの　31.25kHz

⑵　チャネル間隔が62.5kHzのもの　62.5kHz

⑶　チャネル間隔が125kHzのもの　125kHz

⑷　チャネル間隔が156.25kHzのもの　156.25kHz

別表第三号36⑹を次のように改める。

⑹　インマルサット携帯移動地球局のインマルサットＢＧＡＮ型の送信設備

ア　主として航空機に搭載される無線設備以外の無線設備

変調時におけるスプリアス発射の等価等方輻射電力の強度の許容値は、無変調時の基本周波数の等価等方輻射電力より60dB低い値とする。

イ　主として航空機に搭載される無線設備のうち最大等価等方輻射電力が15dBW以下の無線設備

不要発射の等価等方輻射電力の強度の許容値は、次の表のとおりとする。ただし、高調波発射の強度の許容値は、任意の300kHz幅の等価等方輻射電力が（－）38dBW以下である値とする。

周波数帯	不要発射の強度の許容値
230MHz以下	任意の120kHz幅における尖頭電力が（－）84.8dBW以下
230MHzを超え1,000MHz以下	任意の120kHz幅における尖頭電力が（－）77.8dBW以下
1,000MHzを超え1,559MHz以下	任意の１MHz幅における平均電力が（－）61dBW以下
1,559MHzを超え1,605MHz以下	任意の１MHz幅における平均電力が（－）70dBW以下
1,605MHzを超え1,612.5MHz以下	任意の１MHz幅における平均電力が次の式により求められる値以下 －70＋23／15（ｆ－1605）dBW
1,612.5MHzを超え1,616.5MHz以下	任意の１MHz幅における平均電力が次の式により求められる値以下 －55＋５／４（ｆ－1612.5）dBW
1,616.5MHzを超え1,621.5MHz以下	任意の１MHz幅における平均電力が次の式により求められる値以下 －50＋４／５（ｆ－1616.5）dBW
1,621.5MHzを超え1,624.5MHz以下	任意の30kHz幅における平均電力が（－）60dBW以下
1,624.5MHzを超え1,625MHz以下	任意の30kHz幅における平均電力が次の式により求められる値以下 －60＋５（ｆ－1624.5）dBW
1,625MHzを超え1,625.125MHz以下	任意の30kHz幅における平均電力が次の式により求められる値以下 －57.5＋12／５（ｆ－1625）dBW
1,625.125MHzを超え1,625.8MHz以下	任意の30kHz幅における平均電力が次の式により求められる値以下 －57.2＋32／３（ｆ－1625.125）dBW
1,625.8MHzを超え1,626MHz以下	任意の30kHz幅における平均電力が次の式により求められる値以下 －50＋15（ｆ－1625.8）dBW
1,626MHzを超え1,626.2MHz以下	任意の30kHz幅における平均電力が次の式により求められる値以下 －47＋35（ｆ－1626）dBW
1,626.2MHzを超え1,626.5MHz以下	任意の30kHz幅における平均電力が（－）40dBW以下
1,626.5MHzを超え1,662.5MHz以下	任意の３kHz幅における平均電力がそれぞれ次の値以下 ⑴　Δｆが０kHzを超え25kHz以下の場合は、次の式により求められる値以下 －３／５ΔｆdBW ⑵　Δｆが25kHzを超え125kHz以下の場合は、次の式により求められる値以下 －15－７／20（Δｆ－25）dBW ⑶　Δｆが125kHzを超え425kHz以下の場合は、（－）50dBW以下 ⑷　Δｆが425kHzを超え1,500kHz以下の場合は、次の式により求められる値以下 －50－３／215（Δｆ－425）dBW ⑸　Δｆが1,500kHzを超え36,000kHz以下の場合は、（－）65dBW以下